別表第二十四（第八十八条の三―第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一―第八十八条の十六関係）

年　月　日

（管理者
国土交通大臣
環境大臣
都道府県知事
許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による規制行為実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項

備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第1項の規定」と記載する。

2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「　市　漁港」、港湾法：「　市　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　市　港　地区」）、海岸法：「　市　海岸」、自然公園法：「　国定公園のうち、　県　市及び　郡　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　国定公園南部地区」）、都市

別表第二十四（第八十八条の三―第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一―第八十八条の十六関係）

年　月　日

（管理者
国土交通大臣
環境大臣
都道府県知事
許可の権限を有する者）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による規制行為実施通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　行為に着手する時期

3　行為をする場所

4　行為の内容

5　その他参考事項

備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定」とあるのは、「自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第161条（河川法施行令の特例）第1項の規定」と記載する。

2　「行為をする場所」の項には、関係法令に基づく許可等を要する行為をする場所を記載する。（例：漁港及び漁場の整備等に関する法律：「　市　漁港」、港湾法：「　市　港」（港が極めて広く、行為を行う地区を示すことができる場合には、「　市　港　地区」）、海岸法：「　市　海岸」、自然公園法：「　国定公園のうち、　県　市及び　郡　町に係る区域」（これにより難い場合は、「　国定公園南部地区」）、都市